

大人版

子どもに
やさしいまち
むなかた

ぼくたちわたしたちの未来を守る

宗像市子ども基本条例

平成24年4月1日施行



宗像市

子ども基本条例は、3つの柱で組み立てられています

子どもの権利

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人の責務

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

子どもにやさしいまち

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

◎子どもに接するときは、「子どもの最善の利益」を第一に考えましょう

子どもの最善の利益、すなわち子どもにとって最も良いことは何かを考えることは、大人が子どもに接する上で、とても大切なことです。子どもには、大人と同じ様に思いや考えなどを表明する権利があります。大人は、大人のを考えを子どもに押し付けてはならず、子どもの目線に立って子どもの意見を受け止めなければなりません。

しかし、子どもの言うことをすべて受け入れなければならないということではありません。子どもにとって最も良いことは何かを考えて、子どもの意見が正しいときはそれを受け入れ、間違っていると思ったときは、正しく指導し、子どもを教え導くことが大切です。

条例における子どもとは

市内に住んでいる、18歳未満の人のことをいいます。



子どもの権利とは？

子どもが大人へと成長するために必要不可欠なものであり、人として生きるために、誰にでも無条件に認められるものです。

安心して生きる権利

- 命が守られ、尊重されます
- みんなの愛情と理解の中で育つことができます
- 温かい家庭の中で家族と共に生活できます
- 平和で安全な環境で生活できます
- あらゆる差別や暴力を受けることなく、放っておかれることもありません
- 健全な発達を妨げる環境から守られます

自分らしく生きる権利

- 個性が大切にされ、伸ばすことができます
- 自分で考え、判断し、行動することができます
- プライバシーが守られます
- 子どもであることを理由に、差別されることがありません

豊かに育つ権利

- 学ぶことができます
- 遊ぶことができます
- 生活のリズムが守られます
- 良いこと、悪いことや社会のルールについてきちんと教えてもらうことができます

意見を表明する権利

- 自分の気持ちや考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会を得ることができます
- 自分の気持ちや考えを表明し、尊重されます
- 意思決定に参加することができます
- 社会に参加するため、適切な支援が受けられます

◎子どもにも役割があります

子どもの権利は、誰にでも無条件に認められるものですが、無制限に認められるものではありません。子どもが正しく権利を行使するために、子どもが自ら身につけなければならないこととして、次のような役割を規定しています。

- 自分の権利が大切にされると同じように、他の人の権利を大切にします
- 他の人の権利を侵害するようなことはしないようにします
- 家族や社会の一員としての役割を果たすようにします

◎11月20日は、宗像市子どもの権利の日です

国際連合で児童の権利に関する条約が採択された日であるこの日を、市では「子どもの権利の日」としています。多くの人が子どもの権利を考え理解するため、この日の前後にいろいろな取り組みが行われます。



子どもの権利を守るために大人が取り組むこと

大人は、「子どもの最善の利益の保障」と「子どもの目線」を常に意識し、今までの大人中心の考え方そのものを変えることが大切です。また、子どもに関わるすべての人々がそれぞれの役割を認識し、それを果たすとともに、お互いの立場を尊重し、責任を押し付け合うことなく、社会全体で協力することが大切です。

保護者の役割

- 愛情をもって、子どもの成長・発達に応じた養育をします
- 子どもの心身の発達に関する知識や養育について習得に努めます
- 子どもに基本的な生活習慣や社会性が身に付くように努めます
- 虐待など、子どもの権利を侵害することをしません
- 子どもの発達に有害なものから守ります
- 子どもの個性に応じ、文化、芸術、スポーツに接する機会をつくるように努めます

子ども関係施設の役割

- 愛情をもって指導や援助を行い、子どもを育成します
- 子どもの自主的な活動を支援します
- 子どもの育ちや気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けます
- いじめなどの防止に努め、相談しやすい環境を整備します

※子ども関係施設とは

保育所、幼稚園、小・中学校、高校などのほか、図書館や公園、スポーツ施設など、子どもが利用できる施設はすべて含まれます

連携

協力

市民等の役割

- 子どもは「社会の宝」と認識し、温かく見守り、安心して過ごすことができるように努めます
- 地域において、子どもが意見を述べたり参加したりできる機会をつくるように努めます
- 子どもが社会のルールに反することをしたときは、注意したり、指導したり、関係する機関に連絡したりします

※市民等とは

子どもを除く、市内に住所を有する人、市内の事務所や事業所に勤務する人、市内の学校に通っている人、市内に事務所や事業所を有する個人や法人その他の団体（NPOなど）をいいます

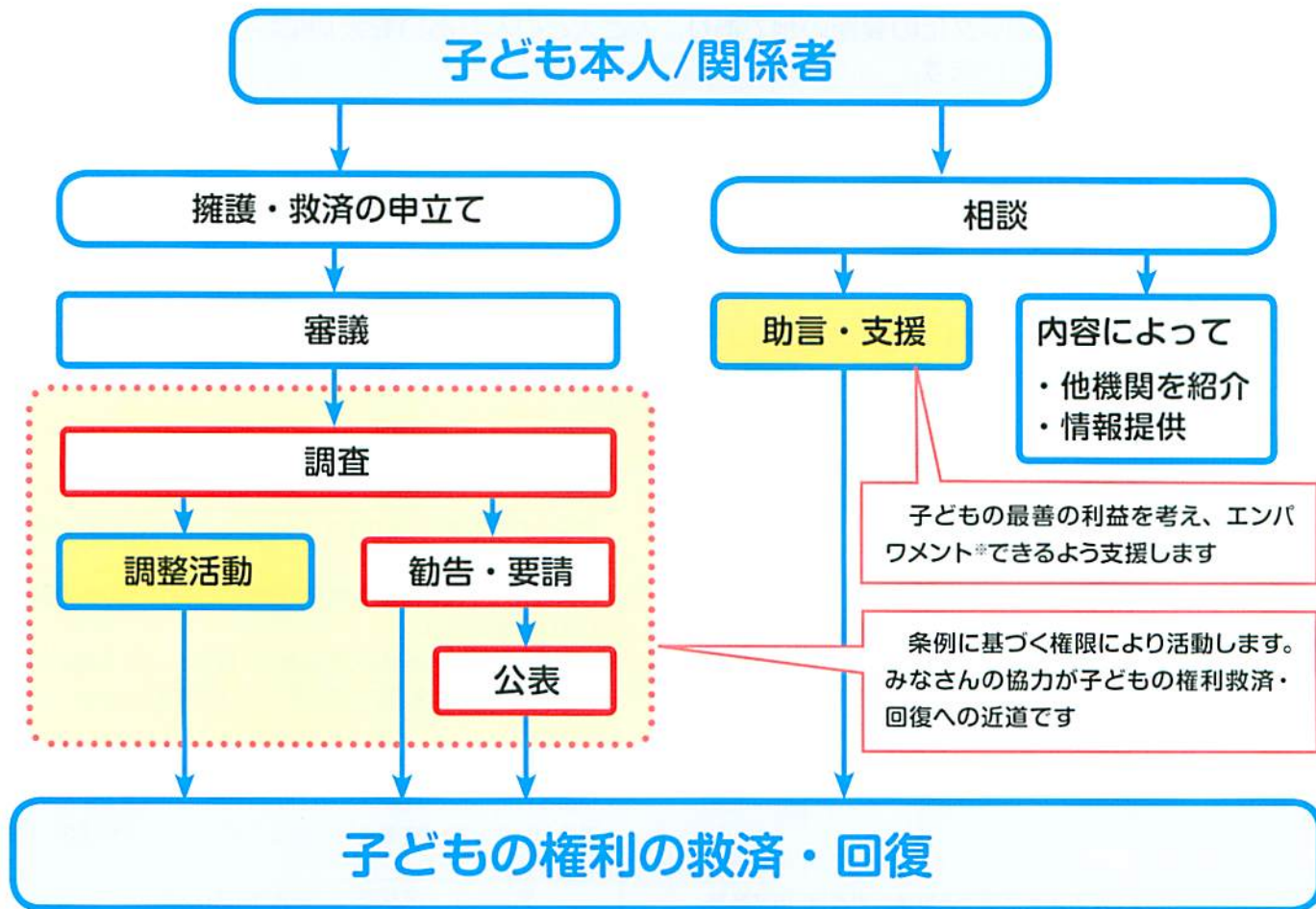
市の役割

- 子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体や関係機関と連携し、必要な施策を実施します
- 保護者、市民等、子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるように支援します
- 子ども自身や保護者を通じて、市政などに関する子どもの意見を求めるよう努めます
- 虐待やいじめなどの子どもの権利を侵害することの防止や早期発見に努めます
- 権利侵害の被害を受けた子どもを発見したときは、保護や救済に努め、必要な支援をします
- 子どもの権利の普及や啓発に努めます

子どもを権利侵害から守るための取り組み

子どもが権利を侵害されている状況から救い、権利の回復を図るために救済制度が設けられます。子どもの権利の侵害が発生した施設や当事者と利害関係を持たない公的第三者機関として救済委員が設置され、子ども本人が安心して気軽に相談し、救済を求めることができます。

● 宗像市の救済制度のイメージ ●



条例に基づき行われる救済は、子どもの最善の利益のためにおこなわれます。そのため、子ども本人と解決に向けて一緒に取り組んでいくことになります。救済委員は子どもに寄り添い、子どもが自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得できるように支援していきます。

救済委員とは

第三者独立機関として、子どもの意見を尊重した権利救済・回復活動を行います。具体的には子どもやその家族などからの相談を受け、必要な調査を行うとともに、関係機関などと調整を行いながら問題を解決していきます。



宗像市子ども基本条例

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

ウ 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する各種施設

エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を

持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。

(4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。
- (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
- (3) 意思決定に参加すること。
- (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、か

つ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれぬ。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 人権について十分に配慮すること。

(3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するように努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めるときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行日(以下「施行日」という。)前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の施行の日前においても行うことができる。